

ペット保険

普通保険約款/特約

ご契約者の皆様へ

このたび当社のペット保険をお申込みいただき、 誠にありがとうございます。

この普通保険約款/特約をご一読のうえ、保 険証券とともに大切に保管していただきます ようお願いいたします。



目 次

◎ペット保険晋通保険約款・・・・・・・・・・・1
【用語の定義】
第1章 補償条項
第2章 基本条項 ······· 4
◎特約······· 1C
(1)マイクロチップ装着特約10
(2)特定傷病補償対象外特約 · · · · · · 10
(3)疾病による待機期間の不設定に関する特約10
(4)告知事項等一部省略特約 ······10
(5)健康診断の省略に関する特約10
(6)ペット保険賠償責任危険補償特約(示談交渉付)・・・・・11
(7)通信販売に関する特約19
(8)保険料分割払特約(一般用·追加保険料分割払用)… 20
(9)保険期間に関する特約(自動継続)22
(10)初回保険料の口座振替に関する特約 23
(11)団体扱特約(一般A)·····24
(12)団体扱特約(一般B)······26
(13)団体扱特約(一般C)·····27
(14)団体扱特約(口座振替方式)29
(15)追加保険料の払込みに関する特約 (団体扱用) 31
(16)クレジットカードによる保険料支払に関する特約・・・・・・32

ペット保険普通保険約款

【用語の定義】

普通保険約款および特約に共通する次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。ただし、別途定義のある場合はそれを優先します。

用語	定義
ガン	ガンとは、悪性腫瘍をいいます。
危険	傷害または疾病の発生の可能性をいいます。
記名被保険者	ペットの所有者となる保険証券記載の被保険者をいいます。
継続契約	このペット保険契約の保険期間の末日(注)の翌日を保険期間 の初日とするペット保険契約をいいます。 (注)保険期間の末日前に解除された場合は、解除日をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書および告知書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。(注) (注)他の保険契約または共済契約に関する事項を含みます。
疾病	獣医学の水準から判断して、ベットの身体の状態が異常であると診断される身体の障害であって、傷害以外の場合をいいます。ただし、妊娠、出産、帝王切開等通常の繁殖に関わる場合を除きます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
支払限度額	保険証券記載の支払限度額をいいます。
獣医学の水準	獣医学の水準とは、獣医学における臨床上の知見および専門的・学術的見地に基づき、治療の有効性、合理性、適合性を確保するための一般的基準をいいます。
獣医師	獣医師法(昭和24年6月1日法律第186号)に定める獣医師名簿に登録され、免許を交付されている者(注)をいいます。 (注)被保険者が獣医師である場合は、被保険者以外の獣医師をいいます。
手術	獣医師がベットに対して治療のために麻酔を用いて行う切開・切除等の行為をいいます。ただし、麻酔を使用する診断行為は含みません。
初年度契約	継続契約以外のペット保険契約をいいます。
傷害	ペットが急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の 傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ 一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状 (注)、細菌性食物中毒を含みます。 (注)、継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状 を除きます。
身体障害	ペットが被った傷害または疾病をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	入院、通院または手術による獣医師の治療(注1)をいい、ペットの健康回復に必要な獣医学的措置(注2)をいいます。ただし、獣医学の水準に照らして、その範囲および種類に関して臨床上般的に認められている診断と治療方法に相当するもので、その治療の必要性、妥当性および適合性が認められる治療に限ります。(注1)診察・検査を含みます。 (注2)ペットの身体の健康状態維持またはその減退の防止に必要な措置を含み、予防措置を除きます。
治療開始	ペットの身体障害に対し、獣医師により、保険期間において最初の治療が開始されることをいいます。
治療費用	被保険者がペットの治療のために負担する次のいずれかに掲げる費用(注1)をいいます。 ① 獣医師の行う診断(注2)に要する費用 ② 獣医師による診察費(注3)、処置費および手術費 ③ 病院等の入院費 ④ 獣医師の処置または処方による薬剤費(注4)、治療材料費および医療器具使用料(注5) (注1)当会社が、獣医学の水準に従い有効性が検証されていると判定し、かつ、獣医師によって施術される代替的な処置に係わる費用を含みます。 (注2)諸試験またはX線検査等の諸検査を含みます。 (注3)初診費および再診費をいいます。 (注4)医薬品以外のものは除きます。 (注5)レンタル費用を含み、購入費用は除きます。

通院	治療が必要な場合において、ペットを病院等に通わせるなど、入 院または手術以外の治療を獣医師に受けさせることをいいます。
入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、 ペットを病院等に入れ、常に獣医師の管理下において治療に専 念させることをいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情に ある者を含みます。
病院等	獣医療法(平成4年5月20日法律第46号)に定める診療施設を いいます。
ペット	保険証券記載の犬または猫をいいます。
保険媒介者	当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者 (注)をいいます。 (注)当会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	この保険契約により補償される損害が生じた場合に、当会社が被保険者に支払うべき金銭であって、補償条項およびこの普通保険約款に付帯される特約により支払われるべき保険金をいいます。
免責金額	保険証券記載のお支払いする保険金の計算にあたって損害の 額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負 担となります。

第1章 補償条項

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、ペットが身体障害を被り、その直接の結果として日本国内にて保険期間中にペットの治療を行った場合に、それにより被保険者が治療費用を負担したことによる損害に対して、この補償条項および基本条項に従い保険金を支払います。なお、保険金を支払う対象となる治療費用は、治療開始から完了(注)までの治療によるものとします。

(注) 獣医学の水準に照らして更なる治療の必要性が存在しないと判断された時 をもって治療の完了とします。

第2条(保険金を支払わない場合ーその1)

当会社は、次のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。

- ① 保険期間開始後に行ったペットの身体障害の治療であっても、その身体障害の原因が生じた時が、保険期間の始まる前(注1)である場合
- ② ペットの身体障害が疾病であるときは、その疾病の治療を開始した時が、第10条(疾病における待機期間)に定める待機期間の終了前(注2)である場合(注1)この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の始まる前とします。
 - (注2) この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約が継続されてきた初年度契約の待機期間の終了前とします。

第3条(保険金を支払わない場合ーその2)

- (1)当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険 金を支払いません。
 - ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 保険契約者(注1)または被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ③ 保険契約者(注1)または被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故 ア、法令に定められた運転資格(注2)を持たないで自動車等を運転している間 イ、道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1 項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注3)
 - り 地震もしくは噴火またはこれらによる津波、風水害等の自然災害
 - ⑥ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の 放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑦ ④から⑥に規定する事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の 混乱に基づいて生じた事故
 - ⑧ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染
 - (注1)保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執 行するその他の機関をいいます。
 - (注2)運転する地における法令によるものをいいます。
 - (注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4)使用済燃料を含みます。

(注5)原子核分裂生成物を含みます。

- (2)当会社は、次のいずれかに該当する身体障害に対して、保険金を支払いません。 ① 獣医学の水準から判断して、先天的ないし遺伝的または発達異常を原因と する身体障害(注)
 - 次のいずれかに該当する身体障害(注)

	ウォブラー症候群、肘関節形成不全、肘関節の尺骨離脱、 肘関節の橈骨離脱、前肢橈骨の湾曲症、股関節形成不全、 レッグベルテス病、膝蓋骨脱臼
眼と口腔歯	眼窩の形成不全、眼瞼外反、眼瞼内反、進行性網膜萎縮、 下顎骨の炎症性疾患、歯および顎の形成不全

次のいずれかに該当する疾病。ただし、その疾病の発病がワクチン等による (3) 予防措置の有効期限内であった場合を除きます。

狂犬病、犬ジステンパーウィルス感染症、犬パラインフルエンザ感染症、犬伝 染性肝炎、犬アデノウイルス感染症、犬コロナウィルス感染症、犬レプトスピ ラ感染症、犬パルボウィルス感染症、フィラリア症、猫汎白血球減少症、猫カリ シウィルス感染症、猫ウィルス性鼻気管炎、猫白血病ウィルス感染症、猫クラ ミジア感染症等のワクチン等による予防措置の可能な感染症

次のいずれかに該当する疾病

|猫伝染性腹膜炎(F | P)、猫後天性免疫不全症候群(F | V)

- (注)保険期間開始後に獣医師によりこれらの病因があると判定された場合は、 この保険契約の保険期間内に発生した治療費用にかぎり、当会社は保険金を 支払います。
- (3)当会社は、次のいずれかに掲げる費用については、保険金を支払いません。
 - ワクチン接種費用およびその他疾病予防のための検査または投薬・予防接 種費用および定期健診、予防的検査のための費用
 - 妊娠・出産、帝王切開、人工流産等の繁殖に関連する費用および出産後の症 状の治療費用
 - 不妊(注1)、避妊を目的とした手術および処置に要する費用(注2) 3
 - 爪の切除(注3)、乳歯遺残、停留睾丸、臍ヘルニア、鼠径ヘルニア、肛門腺除去 等健康体に施す外科手術およびその他の検査または爪切、肛門嚢搾り等の処 置費用
 - ⑤ 断耳、断尾、声帯除去、美容整形およびトリミングなど、疾病治療ではない手 術および処置に要する費用
 - 歯および歯周組織(注4)の治療費用(注5)、ならびに歯石除去費用
 - 入院中の食餌に該当しない食物および療法食、ならびに獣医師が処方する 医薬品以外の費用(健康食品、サプリメント、医薬品指定のない漢方薬、医薬部 外品等)
 - シャンプー、イヤークリーナー(注6)およびノミ、マダニの除去費用
 - 中国医学(鍼灸等)、温泉療法、酸素療法、オゾン療法、免疫療法、再生医療、ア (9) ロマセラピー、ホメオパシー、ホモトキシコロジー等の代替的処置による治療 のための費用(注7)
 - (10) 往診費用(注8)および夜間休日等診療費用(注9)
 - (11) ペットの移送費
 - マイクロチップの挿入費用 (12)
 - 安楽死のための費用 (13)
 - (14) 葬儀費、埋葬費等ペットの死後に要した費用
 - 各種証明書類の作成費用および郵送費 (15)
 - カウンセリング料、相談料および指導料 (16)
 - 治療を伴わない介護やリハビリテーションに係る費用

 - (注1)去勢を含みます。 (注2)不妊、避妊に起因する症状の治療費用を含みます。
 - (注3) 狼爪の除去を含みます。
 - (注4) 歯肉、歯槽骨等を含みます。
 - (注5)不正咬合その他異常形成の改善治療費用を含みます。
 - (注6)シャンプーまたはイヤークリーナーは、獣医師が通常の治療の一環とし て病院等で使用するもの、および医薬品として処方されるものを除きます。
 - (注7)獣医学の水準に照らして、その範囲および種類に関して臨床上一般的に 認められている診断と治療方法に相当するもので、その治療の必要性、妥当性 および適合性が認められる治療であると当会社が判定した場合を除きます。
 - (注8)滞在診療、対診費を含みます。
 - (注9) 夜間診療や休日診療等、基本となる治療費を超えた割増費用をいい、割増 費用以外の通常の治療費は支払い対象となります。

第4条(被保険者の範囲)

- この約款における被保険者は、記名被保険者のほか、次のいずれかに該当する者 とします。
 - 記名被保険者の配偶者 1
 - (2) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

第5条(保険金の支払)

- (1)保険金支払における損害の額は、治療費用(注)によって定めます。
 - (注)治療費用には、第3条(保険金を支払わない場合ーその2)(3)に掲げる費用 は含まれません。
- (2)1回の治療(注)につき当会社の支払う保険金の額は、次のとおりとします。
- (損害の額 免責金額) × 保険証券記載の保険金支払割合 = 保険金の額
 - (注)通院1回、または入院開始から退院するまでの連続した入院を1回の治療とします。
- (3)第三者より支払われた賠償金がある場合において、その賠償金の額が、損害の額から(2)で算出した保険金の額を差し引いた金額を超過する場合は、当会社は、
 - (2)で算出した保険金の額から、その超過分を差し引いて保険金を支払います。

第6条(支払限度額)

保険契約に基づき当会社が支払うべき保険金の額は、保険期間を通じ、支払限度額をもって支払いの限度とします。

第7条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

第1条(保険金を支払う場合)の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約 等がある場合において、支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、 次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合
 - この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合 損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた 残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第8条(他の身体障害の影響等)

- (1)ペットが第1条(保険金を支払う場合)の保険金支払の対象とならない身体障害の影響により、同条の保険金を支払うべき身体障害の程度が加重された場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。なお、この判断は獣医学の水準によります。
- (2)第1条(保険金を支払う場合)で、保険契約者または被保険者が、故意または重過 失により治療期間を延長した場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当す る金額を支払います。なお、この場合において、獣医学の水準に照らして判断する ものとします。
- (3)正当な理由がなく保険契約者もしくは被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは被保険者が治療を受けさせなかったことにより第1条(保険金を支払う場合)の身体障害が加重された場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第2章 基本条項

第9条(保険責任の始期および終期)

- (1)当会社の保険責任は、保険期間の初日の午前0時(注)に始まり、末日の午後12時に終わります。
 - (注)保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
- (2)(1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3)保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じたペットの身体障害による損害に対しては、保険金を支払いません。

第10条(疾病における待機期間)

保険契約が初年度契約である場合、治療の原因となった身体障害が疾病である場合は、保険期間の初日から30日間を待機期間とします(注1)。ただし、治療の原因となった疾病がガンの場合には、保険期間の初日から120日を待機期間とします(注2)。(注1)保険期間の初日から30日間経過日以後に治療が開始された場合に保険金

を支払います。 (注2)保険期間の初日から120日間経過日以後に治療が開始された場合に保険 金を支払います。

第11条(告知義務)

- (1)保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、 当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2)当会社は、保険契約者または被保険者になる者が、告知事項で、告げた事実により、加入審査を行い、保険契約者の同意を得て、特定傷病補償対象外特約の付帯または免責金額の変更を行うことがあります。
- (3)当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4)この保険契約が継続契約である場合には、ベットの身体障害の発生の有無については、告知事項とはしません。ただし、この保険契約の支払条件が、この保険契約

- の継続前契約に比べて当会社の保険責任を加重するものである場合には、これを 告知事項とします。
- (5)(3)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - (1) (3)に規定する事実がなくなった場合
 - 当会社が保険契約締結の際、(3)に規定する事実を知っていた場合または 過失によってこれを知らなかった場合(注)
 - 当会社の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が(3)に規定する事実 を告げることを妨げた場合
 - 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対して、(3)に規定する事実を
 - 告げないことや、事実と異なることを告げることを勧めた場合 保険契約者または被保険者が、当会社が保険金を支払うべきペットの身体 障害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当 会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合におい て、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていた としても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承 認するものとします。
 - 当会社が、(3)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を 経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
 - (注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨 げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げること を勧めた場合を含みます。
- (6)(3)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第21条 (保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。こ の場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求す ることができます。
- (7)(6)の規定は、(3)に規定する事実に基づかずに発生したペットの身体障害に よる損害については適用しません。

第12条(獣医師による健康診断)

- (1)保険契約者または被保険者は、保険契約締結前に、ペットの健康状態に関し、獣 医師による健康診断を受けなければなりません。
- (2)保険契約者または被保険者は、(1)の診断結果が記載された健康診断書(注)を 保険契約申込書とともに遅滞なく当会社に提出しなくてはなりません。
 - (注) 当会社の定める健康診断書を使用し、獣医師の署名または捺印のあること を要します。

第13条(損害予防義務)

保険契約者または被保険者は、獣医学の水準に照らして必要なペットの身体障害 を予防する手段(注)を講じなければなりません。

(注)健康診断や予防接種等をいい、獣医師により推奨された身体障害防止の手 段を含みます。

第14条(損害拡大防止義務)

保険契約者または被保険者は、疾病または傷害が発生した場合は、遅滞なく獣医 師の診断を受け、症状の悪化を可能な限り最小化するために獣医学の水準に照らし て必要な手段を講じなければなりません。

第15条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者 は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第16条(保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得 させる目的をもって保険契約を締結した場合には、保険契約は無効とします。

第17条(保険契約の失効)

保険契約締結の後、ペットが死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第18条(保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結 した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契 約を取り消すことができます。

第19条(保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除す ることができます。

第20条(重大事由による解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する 書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支 払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

- 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、ま たは行おうとしたこと。
- 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関 与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、 またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると 認められること。
- ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③ までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損な
- い、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。 (注)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含み
- ます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。 (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する 書面による通知をもって、この保険契約(注1)を解除することができます。

 - 記名被保険者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。 記名被保険者以外の被保険者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれか に該当すること。
 - (注1)①の事由がある場合には、その家族(注2)に係る部分に限り、②の事由が ある場合には、その被保険者に係る部分に限ります。
 - (注2)第4条(被保険者の範囲)に規定する被保険者をいいます。
- (3)(1)または(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっ ても、次条の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2)①または②の 解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生したペットの 身体障害による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合にお いて、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することがで きます。
- (4)保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当すること により(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1) ③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用し ません。

第21条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第22条(保険料の返還または請求ー告知義務の変更に関する通知義務等の場合)

- (1)第11条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保 険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険 料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注) は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することが できます。
 - (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当 の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (3)(1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの 保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合におい て、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができ ます。
- (4)(1)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の 変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合におい て、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保 険料との差に基づき月割料率によって計算した、未経過期間に対する保険料を返 還または請求します。
- (5)(4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対し て、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた ペットの身体障害による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がな かったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保 険金を支払います。

第23条(保険料の返還-無効または失効の場合)

- (1)保険契約が無効の場合には、当会社は、保険料の全額を返還します。ただし、第 16条(保険契約の無効)の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返 還しません。
- (2)保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計 算した保険料を返還します。ただし、既経過期間中に第6条(支払限度額)の支払限 度額の全額の支払いがある場合には、保険料を返還しません。

第24条(保険料の返還-取消しの場合)

第18条(保険契約の取消し)の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合

には、当会社は、保険料を返還しません。

第25条(保険料の返還-解除の場合)

- (1)第11条(告知義務)(3)、第20条(重大事由による解除)(1)または第22条(保険 料の返還または請求一告知義務の変更に関する通知義務等の場合)(2)の規定に より、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割を もって計算した保険料を返還します。
- (2)第19条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契 約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割料率によって 計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。ただし、既経過期間中に第6 条(支払限度額)の支払限度額の全額の支払いがある場合には、保険料を返還しま せん。
- (3) 第20条(重大事由による解除)(2) ①の規定により、当会社がこの保険契約(注1) を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を 返還します。
 - (注1) その家族(注2) に係る部分に限ります。
 - (注2)第4条(被保険者の範囲)に規定する被保険者をいいます。
- (4)第20条(重大事由による解除)(2)②の規定により、当会社がその被保険者に係 る部分を解除した場合は、当会社は、保険料は返還しません。

第26条(治療開始時の通知)

- (1)ペットが第1条(保険金を支払う場合)の身体障害を被り治療開始をした場合 は、保険契約者または被保険者は、その治療開始をした日からその日を含めて30日 以内に治療を行った病院等の名称、治療を行った獣医師の氏名、身体障害の内容お よび治療の状況等の詳細を当会社に通知しなければなりません。この場合におい て、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたはペットの診断書の 提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2)保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、 またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしく は事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害 の額を差し引いて保険金を支払います。

第27条(保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が治療費用を負担した時に発生し、
 - これを行使することができるものとします。
- (2)被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および (4)に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3)(2)の保険金請求は、治療が継続的に行われる等の事情のある場合、30日を単 位として治療のあった日の属する月の月末を締めとしてまとめて翌月10日までに
- 当会社あてに請求することができます。 (4) 当会社に提出する書類は、次のとおりとします。

保険金請求に必要な書類

- 1 当会社の定める治療状況報告書(注1)
- (2) 被保険者等の印鑑証明書等本人を確認できる書類
- (3) 治療日、治療日数および身体障害の内容を証明する獣医師の治療記録(注2)、病 院等の発行した治療費用の請求書および獣医師による治療行為、処方された薬 剤、特殊検査および治療方法の詳細がわかりやすく記載された、当会社の定める 明細書およびその治療費用の受領を証明する病院等の領収証
- ③のほか、他の診療機関における2次的検査または特殊な診断方法が必要とさ (4) れ、その費用が請求された場合はその診療記録と請求書
- ガンの場合に、腫瘍を外科的に切除した場合の病理学的検査結果
- 当会社がペットの症状および治療内容等について獣医師に照会し説明を求める ことについての同意書
- 治療中にペットが死亡した場合には、死亡診断書または死体検案書 (7)
 - (注1)被保険者は保険事故を確認するために必要な情報を当会社に提供しなけ ればなりません。
 - (注2)疾病についての発生事実、身体障害の程度、手術の内容を証明する記載を 要します。
 - (5)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受 けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情 を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

 ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)

 - ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できな い事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保 険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外 の3親等内の親族
 - (注)法律上の配偶者に限ります。

- (6)(5)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (7)当会社は、損害の額、ベットの身体障害の程度等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)、(4) および(5) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。(8)保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(7)の規定に違反した場合または(2)、(4)、(5) もしくは(7)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第28条(保険金の支払時期)

- (1)当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、ペットの治療の原因、治療発生の状況、身体障害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支 払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有 無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、身体障害の程度、治療と 身体障害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において 定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - (注)被保険者が前条(2)および(5)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	日数
① (1)①から④までの事項を確認するための、動物医療機関、検査機関 その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
② 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から④までの事項の確認のための調査	60日
③ (1)①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

- (注1)被保険者が前条(2)および(5)の規定による手続を完了した日をいいます。 (注2)複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
 - (注)必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- (4)(1)の規定にかかわらず、治療が1か月以上継続する場合には、当会社は、被保険者の申出によって、前条に規定する書類で当会社が求めた書類について、申出時点の書類により、請求を行った場合、保険金の内払を行うことができます。
- (5)(1)、(2)または(4)の規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第29条(当会社の指定する獣医師が作成した診断書等の要求)

- (1)当会社は、第26条(治療開始時の通知)の規定による通知または第27条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、身体障害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者または被保険者に対し当会社の指定する獣医師が作成したペットの診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2)(1)の規定による診断または死体の検案(注)のために要した費用は、当会社が負担します。
 - (注)死体について、死亡の事実を獣医学的に確認することをいいます。

第30条(時効)

保険金請求権は、第27条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条(代位)

(1)第1条(保険金を支払う場合)の損害が生じたことにより被保険者またはその法定相続人が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、

移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合 被保険者またはその法定相続人が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合

被保険者またはその法定相続人が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2)(1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者またはその法定相続人が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3)保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全 および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力 しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第32条(保険契約者および記名被保険者の変更)

- (1)保険契約締結の後、保険契約者および記名被保険者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2)(1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3)保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第33条(保険契約者が複数の場合の取扱い)

- (1)この保険契約について、保険契約者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
- (2)(1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。
- (3)保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第34条(被保険者が複数の場合の約款の適用)

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を 適用します。

第35条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第36条(準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

特約

(1)マイクロチップ装着特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義	
	動物の個体識別を目的とした電子認識器具のうち、国際標準 化機構によるISO11784およびISO11785の規格を満たした ものをいいます。	

第2条(この特約の適用条件)

この保険契約の保険期間において、ペットがマイクロチップにより個体識別が可能である場合にかぎり、この特約を適用することができます。

第3条(被保険者の義務)

マイクロチップを装着したペットを所有する記名被保険者は、必要とされる登録手続を行わなくてはなりません。

第4条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この 保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(2)特定傷病補償対象外特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
特定傷病	保険証券の特定傷病名欄に記載する傷害または疾病をいいます。

第2条(特定傷病の補償対象外)

当会社は、この特約により、ベットが特定傷病による身体障害を被ったことにより、被保険者が治療費用を負担したことによる損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この 保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(3)疾病による待機期間の不設定に関する特約

第1条(待機期間の不設定)

当会社は、この特約により、普通保険約款第10条(疾病における待機期間)の待機期間は設定しません。

第2条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この 保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(4)告知事項等一部省略特約

第1条(告知事項等の一部省略)

当会社は、この特約により、普通保険約款第11条(告知義務)(1)に定める告知事項および普通保険約款第12条(獣医師による健康診断)に定める獣医師による健康診断および健康診断書の提出を省略することを認めます。

第2条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この 保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(5)健康診断の省略に関する特約

第1条(獣医師による健康診断の省略)

当会社は、この特約により、保険契約者または被保険者が、普通保険約款第11条(告知義務)(1)に定める告知事項の他に当会社が別に定める告知書を提出した場合は、普通保険約款第12条(獣医師による健康診断)に定める獣医師による健康診断および健康診断書の提出を省略することを認めます。

第2条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この 保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(6)ペット保険賠償責任危険補償特約(示談交渉付)

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
財物の破損	財物の減失、汚損または損傷をいいます。
事故	日本国内において生じたペットの行為に起因する偶然な事故 をいいます。
身体の障害	生命または身体を害することをいいます。
保険金額	保険証券に記載された保険金額をいいます。
本人	保険証券記載の被保険者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

第3条(保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が事故により、他人の身体の障害または他人の財物の破損について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約の規定に従い保険金を支払います。

第4条(保険金を支払わない場合ーその1)

当会社は、次のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似 の事変または暴動(注2)
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の 放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱 に基づいて生じた事故
 - (注1)保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (注2)群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
 - (注3)使用済燃料を含みます。
 - (注4)原子核分裂生成物を含みます。

第5条(保険金を支払わない場合ーその2)

- 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
 - ② 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
 - ③ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。
 - ④ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、そ の約定によって加重された損害賠償責任
 - ⑤ 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
 - ⑥ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - ⑦ 被保険者の指図に起因する損害賠償責任

第6条(被保険者の範囲)

- (1)この特約における被保険者は、本人のほか、次のいずれかに該当する者とします。
 - ① 本人の配偶者
 - ② 本人または配偶者の同居の親族
 - ③ 本人または配偶者の別居の未婚の子
- (2)(1)の本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

第7条(個別適用)

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第12条(支払保険金の計算)(1)に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第8条(当会社による援助)

被保険者が事故(注)にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。 (注)被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起さ

(注)被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

第9条(当会社による解決)

- (1)次のいずれかに該当する場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(注1)を行います。
 - ① 被保険者が事故(注2)にかかわる損害賠償の請求を受けた場合
 - ② 当会社がその事故(注2)に関わる損害賠償請求権者から次条の規定に基づ く損害賠償額の支払の請求を受けた場合
 - (注1)弁護士の選任を含みます。
 - (注2)被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。
- (2)(1)の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (3)当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。
 - ① 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が保険証券記載の保険金額を明らかに超える場合
 - ② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
 - ③ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合

第10条(損害賠償請求権者の直接請求権)

- (1)事故(注)によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度におい
 - て、当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。 (注)被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起 された事故を除きます。
- (2)当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に 定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当会社がこの特約の規 定に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注)を限度とします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または 裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した 場合
 - ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを 被保険者に対して書面で承諾した場合
 - ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
 - ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
 - イ.被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
 - (注)同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- (3)前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式によって算出した額とします。

被保険者が損害賠償請求 権者に対して負担する法律 上の損害賠償責任の額 被保険者が損害賠償請求 ー 権者に対して既に支払っ た損害賠償金の額

損害賠償額

- (4)損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。(5)(2)または(7)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (6) 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(注)が保険証券記載の保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また当会社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。
 - ① (2) ④に規定する事実があった場合
 - ② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、事故にかかわる損害賠償の請求を

行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められる場合

③ 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保 険者との間で、書面による合意が成立した場合

(注)同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合 は、その全額を含みます。

(7)(6)②または③に該当する場合は、(2)の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償薪末権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当会社がこの特約の規定に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注)を限度とします。

(注)同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その 全額を差し引いた額とします。

第11条(費用)

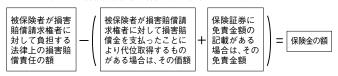
保険契約者または被保険者が支出した次の費用(注)は、これを損害の一部とみなします。

U & 9 °	
費用	費用の内容
①損害防止費用	第3条(保険金を支払う場合)の事故が発生した場合において、被保険者が第16条(事故発生時の義務および義務違反)(1)①に規定する、損害の発生および拡大の防止のために要した必要または有益な費用
②権利保全行使手 続費用	事故が発生した場合において、被保険者が第16条(事故発生時の義務および義務違反)(1)④に規定する第三者に対する求償権の保全または行使のために要した必要または有益な費用
③緊急措置費用	事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
④示談交渉費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保 険者が当会社の同意を得て支出した費用、および第9条(当会社 による解決)(2)の規定により被保険者が当会社に協力するた めに要した費用
⑤争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

(注)収入の喪失を含みません。

第12条(支払保険金の計算)

(1)1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。



- (2)当会社は、(1)に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。
 - ① 前条①から⑤の費用
 - ② 第9条(当会社による解決)(1)の規定に基づく訴訟または被保険者が当会 社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第13条(仮払金および供託金の貸付け等)

(1) 第8条(当会社による援助)または第9条(当会社による解決)(1)の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、1回の事故につき保険証券記載の保険金額(注)の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。

(注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第10条(損害賠償請求権者の直接請求権)の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

- (2)(1)により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当会社のために供託金(注)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
 - (注)利息を含みます。
- (3)(1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、第10

条(損害賠償請求権者の直接請求権)(2)ただし書、同条(7)ただし書および前条 (1) ただし書の規定は、その貸付金または供託金(注) を既に支払った保険金とみ なして適用します。

(注) 利息を含みます。

- (4)(1)の供託金(注)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金(注) の限度で、(1)の当会社の名による供託金(注)または貸付金(注)が保険金として 支払われたものとみなします。
 - (注)利息を含みます。
- (5)第18条(保険金の請求)の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合 は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

第14条(先取特権)

(1) この特約にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請 求権(注)について先取特権を有します。

(注)第11条(費用)の費用に対する保険金請求権を除きます。

- (2)当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社 から被保険者に支払う場合(注1)
 - 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険
 - 者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠 僧請求権者に支払う場合
 - 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社 が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことによ り、当会社から被保険者に支払う場合(注2)
 - (注1)被保険者が賠償した金額を限度とします。
 - (注2)損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3)保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできま せん。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差 し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当 会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
 - (注)第11条(費用)の費用に対する保険金請求権を除きます。

第15条(損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整)

保険証券記載の保険金額が、前条(2)②または③の規定により損害賠償請求権者 に対して支払われる保険金と被保険者が第11条(費用)の規定により当会社に対し て請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に 対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うも のとします。

第16条(事故発生時の義務および義務違反)

- (1)保険契約者または被保険者は、第3条(保険金を支払う場合)の事故により他人 の身体の障害または財物の破損が発生したことを知った場合は、次のことを履行 しなければなりません。
 - 損害の発生および拡大の防止に努め、その他の者に対しても損害の発生お よび拡大の防止に努めさせること。
 - 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
 - 次の事項を遅滞なく、書面で当会社に通知すること。 ア、事故の状況、被害者の住所および氏名または名称
 - イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合 は、その者の住所および氏名または名称
 - ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
 - 他人に損害賠償の請求(注1)をすることができる場合には、その権利の保全
 - または行使に必要な手続をすること。 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、そ の全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または 護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
 - 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞な く当会社に通知すること。
 - 他の保険契約等の有無および内容(注2)について遅滞なく当会社に通知す ること。
 - ①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるもの を求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に 協力すること。
 - (注1)共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
 - (注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、 その事実を含みます。
- (2)保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合 は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
 - 1 (1)①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認め られる損害の額

- (1)②から③までまたは⑥から⑧までの規定に違反した場合は、それに よって当会社が被った損害の額
- (1)④に違反した場合は、他人に損害賠償の請求(注)をすることによって 取得することができたと認められる額
- (1)⑤に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額 (注)共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (3)保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)③もしくは⑧の書類に事 実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場 合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支 払います。

第17条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1)他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払う べき保険金の額を支払います。
- (2)(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共 済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合に は、当会社は、それらの額の合計額を損害の額から差し引いた額に対してのみ保険 金を支払います。
- (3)(2)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用があ る場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第18条(保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担す る法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判 決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時 に発生し、これを行使することができます。
- (2)被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または 証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

- 保険金の請求書
- (2) 当会社の定める事故状況報告書
- 死亡に関して支払われる保険金に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎 となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- 後遺障害に関して支払われる保険金に関しては、後遺障害診断書および逸失利 益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- 傷害に関して支払われる保険金に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収 書および休業損害の額を示す書類
- 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示 す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったこと を示す書類
- 第3条(保険金を支払う場合)における他人の財物の破損に係る保険金の請求に 関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積 書(注1) および被害が生じた物の写真(注2)
- その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない 書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
 - (注1)既に支払がなされた場合はその領収書とします。 (注2)画像データを含みます。
 - (3)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受 けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情 を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保 険者の代理人として保険金を請求することができます。 ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)

 - ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できな い事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保 険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外 の3親等内の親族
 - (注)第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
 - (4)(3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保 険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金 を支払いません。
 - (5) 当会社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対し て、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査へ の協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を 速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
 - (6)保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合 または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類 もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が 被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第19条(保険金の支払時期)

- (1)当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故 発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において 定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
 - (注)被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して涌知するものとします。

特別な照会または調査	日数
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3)	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被 災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (1)①から⑥までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

- (注1)被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいま
- 7。 (注2)複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3)弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
 - (注)必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第20条(損害賠償額の請求および支払)

(1)損害賠償請求権者が第10条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

損害賠償額請求に必要な書類または証拠

- 損害賠償額の請求書
- ② 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- ③ 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利 益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- ④ 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- ⑤ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
- ⑥ 事故による他人の財物の破損に係る損害賠償額の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(注1)および被害が生じた物の写真(注2)
- ⑦ その他当会社が(6)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
 - (注1)既に支払がなされた場合はその領収書とします。
 - (注2)画像データを含みます。

- (2)損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害 賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次に掲げ る者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会 社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求する ことができます。
 - ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者(注)
 - ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求で 2 きない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3 親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損 害賠償額を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または② 以外の3親等内の親族
 - (注)普通保険約款【用語の定義】の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限りま
- (3)(2)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対し て、当会社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当会社が被保 険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。 (4)当会社は、事故の内容、損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に 掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求 めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提 出し、必要な協力をしなければなりません。
- (5)損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(4)の規定に違反した場合または (1)、(2)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしく は証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った 損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。
- (6)当会社は、第10条(損害賠償請求権者の直接請求権)(2)①から④まで、または 同条(6)①から③までのいずれかに該当する場合には、請求完了日(注)からその 日を含めて30日以内に、当会社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確 認を終え、損害賠償額を支払います。
 - 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、 事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠 償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する 事実の有無
 - 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損 害との関係、治療の経過および内容
 - 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において 定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保 険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無お よび内容等、当会社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な 事項
 - (注)損害賠償請求権者が(1)および(2)の規定による手続を完了した日をい います。
- (7)(6)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合に は、(6)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に 掲げる日数(注2)を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合におい て、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求 権者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	期間
① (6)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3)	180日
② (6)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ (6)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被 災地域における(6)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (6)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

- (注1)損害賠償請求権者が(1)および(2)の規定による手続を完了した日をい います。
- (注2)複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号) に基づく照会その他法令に基づく照会 を含みます。
- (8)(6)および(7)に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な 理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確 認が遅延した期間については、(6)または(7)の期間に算入しないものとします。

(注)必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第21条(代位)

- (1)損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
 - ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

機保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額 (注)共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

- (2)(1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権
- は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。 (3)保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)の権利の保全および行侵
- (3)保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)の権利の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。

第22条(普通保険約款の適用除外)

普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合-その1)、第3条(保険金を支払わない場合-その2)、第10条(疾病における待機期間)、第12条(獣医師による健康診断)、第13条(損害予防義務)、第14条(損害拡大防止義務)、第26条(治療開始時の通知)、第27条(保険金の請求)、第28条(保険金の支払時期)、第29条(当会社の指定する獣医師が作成した診断書等の要求)および第31条(代位)の規定は適用しません。

第23条(普通保険約款の読み替え)

(1)この特約については、普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

該当箇所	読替前	読替後
① 【用語の定義】の表の危険	傷害または疾病の発生の可能性	損害の発生の可能性
② 第9条(保険責任の始期および終期)(3)および第12条(保険料の返還または請求一告知義務の変更に関する通知義務等の場合)(5)	ベットの身体障害よる損害 に対しては	事故による損害に対しては
③ 第11条(告知義務)(5)⑤	当会社が保険金を支払うべき ペットの身体障害の発生前に	
④ 第11条(7)	発生したペットの身体障害 による損害	発生した事故による損害
⑤ 第25条(保険料の返還 -解除の場合)(3)	第4条(被保険者の範囲)	この特約第6条(被保険者 の範囲)
⑥ 第30条(時効)	第27条(保険金の請求)(1)	この特約第14条(保険金の請求)(1)

- (2)普通保険約款基本条項第20条(重大事由による解除)(2)から(4)を次のとおり り読み替えて適用します。
 - (2)当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注1)を解除することができます。
 - ① 本人が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
 - ② 本人以外の被保険者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
 - (注1)①の事由がある場合には、その家族(注2)に係る部分に限り、②の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限ります。

(注2)この特約第6条(被保険者の範囲)に規定する被保険者をいいます。

- (3)(1)または(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2)①または②の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、この特約第3条(保険金を支払う場合)の保険金を支払いません。この場合において、既にこの特約第3条の保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4)保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。
 - ① (1)③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた 損害
 - ② (1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当する被保険者に生じた法 律上の損害賠償金の損害

1

第24条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この 保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(7)通信販売に関する特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
ウェブサイト上の 画面	当会社または代理店が定めるウェブサイト上の保険契約申込画面をいいます。
契約意思の表示	保険契約の申込みの意思を表示することをいいます。
情報処理機器等	電話または電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器等をいいます。
通知書	保険料、保険料払込の期限、保険料の払込方法等を記載した通知書をいいます。
保険証券等	保険証券または保険証券に代わる書面をいいます。
申込書	所定の保険契約申込書をいいます。
申込データ	ウェブサイト上の画面に所要の事項を入力した場合のその データをいいます。

第2条(保険契約の申込み)

- (1)当会社に対して通信により保険契約の申込みをしようとする者は、次のいずれかの方法により保険契約の申込みをすることができるものとします。
 - ① 申込書に所要の事項を記載し、当会社または代理店に送付すること。
 - ② 情報処理機器等の通信手段を媒介とし、当会社または代理店に対し契約意 思の表示をすること。
 - ③ ウェブサイト上の画面に所要の事項を入力し、申込データを当会社または 代理店に送信すること。
- (2)(1)①の規定により、当会社または代理店が申込書の送付を受けた場合は、当会社または代理店は、保険契約の引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、通知書または引受内容等を記載した書面を保険契約者に送付するものとします。
- (3)(1)②の規定により、当会社または代理店が契約意思の表示を受けた場合は、当会社または代理店は、保険契約の引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、通知書、申込書または引受内容等を記載した書面を保険契約者に送付するものとします。
- (4)(3)の規定により、当会社または代理店から申込書が送付された場合には、保 険契約者は、申込書に所要の事項を記載し、所定の期間内に当会社へ返送するもの とします。
- (5)(1)③の規定により、当会社または代理店が申込データの送信を受けた場合は、当会社または代理店は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、保険契約者に対して引受内容等を通知するものとします。

第3条(保険料の払込方法)

ます。

- (1)保険契約者は、前条(2)もしくは(3)の通知書または(1)③のウェブサイト上の画面の表示に従い、保険料を払い込まなければなりません。
- (2)通知書に記載またはウェブサイト上の画面に表示する保険料払込の期限は、保険期間の初日の前日までとします。ただし、この保険契約に適用されている他の特約に別の規定がある場合を除きます。

第4条(保険責任の始期および終期)

当会社の保険責任は、保険契約者が通知書またはウェブサイトの画面の表示に従って保険料(注1)を払込機関に払い込んだ日の翌日の午前0時(注2)に始まり、保険期間の末日の午後12時に終わります。

(注1)保険料を分割して払い込む場合には、第1回分割保険料をいいます。 (注2)保険証券等にこれと異なる日時が記載されている場合は、その日時とし

第5条(保険料不払による保険契約の解除)

- (1)当会社は、通知書に記載またはウェブサイト上の画面に表示する保険料(注)の 払込期限後1か月を経過した後もその払込みがない場合には、保険契約者に対する 書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (注)保険料を分割して払い込む場合には、第1回分割保険料をいいます。
- (2)(1)の解除は、保険期間の始期から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条(保険料分割払契約に適用される特約)

保険料を分割して払い込む保険契約の場合には、保険料分割払特約(一般用・追加保険料分割払制)を適用します。ただし、保険料分割払特約(一般用・追加保険料分割払用)と抵触する規定は適用しません。

第7条(この特約による当会社への通知方法)

(1)保険契約者または被保険者が普通保険約款第11条(告知義務)(5)⑤に定める

訂正の申出を行う場合は、書面または情報処理機器等の通信手段により、当会社の 所定の連絡先へ行うものとします。

(2)(1)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が保険契約の内容の変更または解除の通知を行う場合は、書面または情報処理機器等の通信手段により、当会社の所定の連絡先へ行うものとします。

第8条(追加保険料の払込み)

(1)当会社が普通保険約款第22条(保険料の返還または請求一告知義務の変更に関する通知義務等の場合)(1)および(4)の規定に定める追加保険料の請求を行う場合は、保険契約者は、契約条件の変更日(注)または当会社が追加保険料の請求をした日のいずれか遅い日からその日を含めて14日以内に、当会社の請求する追加保険料を払い込まなければなりません。

(注)前条(1)の通知を行った日以後の保険契約者が指定する日で、保険契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。

- (2)当会社は、(1)に定める期間内に普通保険約款第22条(保険料の返還または請求一告知義務の変更に関する通知義務等の場合)(1)の規定に定める追加保険料が払い込まれなかった場合には、追加保険料領収前に生じたペットの身体障害または事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3)当会社が前条(2)の通知を受け、追加保険料の請求を行う場合は、保険契約者は、契約条件の変更日(注)または当会社が追加保険料の請求をした日のいずれか遅い日からその日を含めて14日以内に、当会社の請求する追加保険料を払い込まなければなりません。

(注)前条(2)の通知を行った日以後の保険契約者が指定する日で、保険契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。

(4)当会社は、(3)に定める期間内に追加保険料が払い込まれなかった場合には、 追加保険料領収前に生じたペットの身体障害または事故による損害に対しては、 保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこれに付帯される特約に従い、保険金を支払います。

第9条(追加保険料不払による保険契約の解除)

- (1)当会社は、前条(1)に定める期間内に追加保険料が払い込まれなかった場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2)(1)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第10条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この 保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(8)保険料分割払特約(一般用・追加保険料分割払用)

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
払込日	当会社が通知する第1回分割追加保険料の払込日をいいます。
分割追加保険料	追加保険料を所定の回数および金額に分割した額をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した額を
	いいます。

第2条(保険料の分割払)

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第3条(分割保険料の払込方法)

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回 目以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。

第4条(分割保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後でも、当会社は、前条の第1回分割保険料を領収する前に 生じたペットの身体障害または事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条(分割保険料不払の場合の免責)

保険契約者が第2回目以降の分割保険料についてその分割保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、その払 込期日後に生じたペットの身体障害または事故による損害に対しては、保険金を支 払いません。

第6条(追加保険料の払込み)

- (1)当会社が普通保険約款第22条(保険料の返還または請求一告知義務の変更に関する通知義務等の場合)(1)の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。
- (2)普通保険約款第22条(保険料の返還または請求一告知義務の変更に関する通知義務等の場合)(1)の規定による追加保険料の全額を一時に請求し、保険契約者がその支払いを怠った場合(注)、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (注)当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当 の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (3)普通保険約款第22条(保険料の返還または請求一告知義務の変更に関する通知 義務等の場合)(1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定 によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この 場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求する ことができます。
- (4)当会社が普通保険約款第22条(保険料の返還または請求一告知義務の変更に関する通知義務等の場合)(4)の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。
- (5)普通保険約款第22条(保険料の返還または請求一告知義務の変更に関する通知義務等の場合)(4)の規定による追加保険料の全額を一時に請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じたペットの身体管害または事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第7条(分割保険料不払の場合の保険契約の解除)

- (1)当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
 - ① 払込期日後1か月を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき分割保 除料の払込みがない場合
 - ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日(注)において、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
 - (注)「次回払込期日」といいます。
- (2)(1)の規定による解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行い、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
 - ① (1)①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日
 - ② (1)②による解除の場合は、次回払込期日(注)
 - (注)(1)②の「次回払込期日」をいいます。
- (3)(1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。

第8条(追加保険料の分割払に関する特則)

- (1)この特則は、当会社が第6条(追加保険料の払込み)の規定による追加保険料を請求する場合に、保険契約者がこの特則の適用を申し出て、当会社がこれを承認したときに適用されます。
- (2)当会社は、この特別により、第6条(追加保険料の払込み)(1)または(4)の規定にかかわらず、追加保険料について、所定の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第9条(追加保険料の分割払に関する特則-分割追加保険料の払込方法)

保険契約者は、前条の分割追加保険料を次に定める期日までに払い込まなければなりません。

- ① 第1回分割追加保険料については、払込日
- ② 第2回目以降の分割追加保険料については、第1回分割追加保険料の払込日 以降に到来する毎月の払込期日

第10条(追加保険料の分割払に関する特則-分割追加保険料不払の場合の保険契約の解除)

- (1)当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。ただし、普通保険約款第22条(保険料の返還または請求一告知義務の変更に関する通知義務等の場合)(4)の規定による分割追加保険料の支払を怠った場合を除きます。
 - ① 払込日後1か月を経過した後も、その払込日に払い込まれるべき第1回分割 追加保険料の払込みがない場合
 - ② 払込期日後1か月を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき第2回 目以降分割追加保険料の払込みがない場合
 - ③ 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき第2回目以降分割追加保 険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日(注)において、次回払込期日 に払い込まれるべき分割追加保険料の払込みがない場合 (注)「次回払込期日」といいます。
- (2)(1)の規定による解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行い、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

- ① (1)①による解除の場合は、第1回分割追加保険料を払い込むべき払込日
- ② (1)②による解除の場合は、その分割追加保険料を払い込むべき払込期日
- ③ (1)③による解除の場合は、次回払込期日(注)
 - (注)(1)③の「次回払込期日」をいいます。
- (3)(1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。
- (4)(1)の規定により、この保険契約を解除できる場合は、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5)(4)のほか、当会社が保険契約条件の変更を承認(注)したことによる分割追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、普通保険約款第22条(保険料の返還または請求一告知義務の変更に関する通知義務等の場合)(5)を適用して保険金を支払います。
 - (注)普通保険約款第22条(保険料の返還または請求一告知義務の変更に関する 通知義務等の場合)(4)の規定による承認をいいます。

第11条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この 保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(9)保険期間に関する特約(自動継続)

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

130.31	
用語	定義
継続前の保険契約	継続契約の保険期間の初日の前日を保険期間の末日(注)とする保険契約をいいます。 (注)保険期間の末日前に解除された場合は、その解除日とします。
保険期間満了日	保険契約の保険期間の満了する日をいいます。
保険証券等	保険証券または保険証券に代わる書面をいいます。
保険料	保険料を一括して払い込む場合は一括払保険料を、保険料を 分割して払い込む場合には、分割保険料をいいます。

第2条(保険契約の継続)

- (1)この特約は、当会社と保険契約者の間にあらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。
- (2) この保険契約は、保険契約者または当会社のいずれか一方から保険期間満了日 (注1) の属する月の前月10日までに書面により別段の意思表示(注2) がないかぎり、同一の条件でさらに1年間の保険期間で継続するものとし、以後も同様とします。
 - (注1)保険期間満了日の属する月と継続契約の保険期間の始期日の属する月が 異なる場合は継続契約の保険期間の始期日とします。

(注2)相手方に到達することを要します。

- (3)(2)において同一の条件とは、補償範囲、支払限度額、保険期間、保険の目的であるペットが、継続前の保険契約と同一であることをいいます。ただし、特約の適用は第7条(継続契約に適用される特約)の規定によります。
- (4)この特約に基づき保険契約が継続された場合には、当会社は保険証券等を保険契約者に交付します。

第3条(継続契約の保険料および払込方法)

- (1)継続契約の保険料は、保険証券等記載の金額とします。
- (2)保険契約者が、継続契約の保険料を(3)に定める以外の方法により払い込むときは、保険契約者は継続契約の保険料を、この保険契約の保険期間満了日までに払い込むものとします。
- (3)保険契約者が、継続契約に適用される保険料分割払特約により、分割保険料を払い込むときは以下のとおり払い込むものとします。
 - ① 第1回分割保険料は、継続契約の保険期間の初日の属する月の保険証券等記載の払込期日に払い込むものとします。
 - ② 第2回目以降の分割保険料は、継続契約の保険期間の初日の属する月の翌月 以後順月の保険証券等記載の払込期日に払い込むものとします。

第4条(継続契約の保険料不払の場合の免責)

保険契約者が、前条(2)にいう継続契約の保険料または同条(3)①の第1回分割 保険料について、その保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその 払込みを怠った場合は、当会社は、保険期間満了日より後に生じたベットの身体障 害または事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条(継続契約の保険料不払の場合の解除)

(1)保険契約者が、第3条(継続契約の保険料および払込方法)(2)にいう継続契約の保険料または同条(3)①の第1回分割保険料について、その保険料を払い込むべ

き払込期日後1か月を経過した後もその払込を怠った場合は、当会社は、保険契約 者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。

(2)(1)の解除は、継続契約の保険期間の初日からその効力を生じます。

第6条(継続契約に適用される制度、料率等)

- (1)ペットの年齢が進行することにより適用保険料が変更となる場合には、継続契約の適用保険料を変更するものとします。
- (2) この保険契約に適用した制度、料率等(注)が改定された場合には、当会社は、制度、料率等(注)が改定された日以後第2条(保険契約の継続)(2)の規定によって保険期間が開始する継続契約の制度、料率等(注)を変更します。
 - (注)普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率をいいます。
- (3)当会社は、(2)の規定により変更を行う場合には、保険契約者に対する書面をもってその旨を通知します。

第7条(継続契約に適用される特約)

- (1)継続契約に適用される特約は、各継続契約ごとに適用されるものとします。
- (2)継続契約に適用される特約は、継続前の保険契約の保険期間満了日(注)の属する月の前月10日までに、当会社から保険契約者または被保険者に書面で明示して通知することにより付帯されるものとします。
 - (注)保険期間満了日の属する月と継続契約の保険期間の始期日の属する月が 異なる場合は継続契約の保険期間の始期日とします。
- (3)当会社は、(2)の通知のない特約であっても、保険契約者または被保険者との合意により新たに特約を付帯させることができます。

第8条(継続契約の告知義務)

- (1)第2条(保険契約の継続)の規定により、この保険契約を継続する場合において、ベットの身体障害の有無については、告知事項とはしません。ただし、継続契約の支払条件が、継続前の保険契約に比べて当会社の保険責任を加重するものである場合には、これを告知事項とします。
- (2)(1)のただし書きの告知については、普通保険約款の第11条(告知義務)および 第12条(獣医師による健康診断)の規定を適用します。
- (3)第2条(保険契約の継続)の規定によりこの保険契約が継続された場合であっても、継続契約における当会社の保険責任が継続前の保険契約と比べて著しく加重
- されたと当会社が判断する場合は、解除する日の1か月前の日以前に保険証券記載の保険契約者の住所にあてて送付する書面による通知をもって解除することができます。この解除の手続に関しては、普通保険約款第20条(重大事由による解除)
- (1)、第21条(保険契約解除の効力)および第25条(保険料の返還-解除の場合)
- (1)の規定を準用します。

第9条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この 保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(10) 初回保険料の口座振替に関する特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関 等をいいます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
初回保険料	保険料の払込方法が一括払の場合には一括払保険料を、一括 払以外の場合には第1回保険料をいいます。
初回保険料払込期日	提携金融機関ごとに当会社の定める保険料の払込期日をいいます。
保険料分割払特約	保険料分割払特約(一般用・追加保険料分割払用)をいいます。

第2条(この特約の適用条件)

- (1) この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ初回保険料を口座振替の方式により払い込むことについての合意がある場合に適用されます。
- (2)この特約は、次のいずれも満たしている場合に適用します。
 - ① 指定口座が、提携金融機関に保険契約締結の時に設定されていること。
 - ② 当会社所定の損害保険料口座振替依頼手続きがなされていること。

第3条(初回保険料の払込み)

- (1)初回保険料の払込みは、初回保険料払込期日に、指定口座から当会社の口座に 振り替えることによって行います。
- (2)初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会

社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。

- (3)保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預けておかなければなりません。
- (4)この保険契約に、保険料分割払特約が付帯されている場合で、初回保険料払込期日が保険期間の初日の属する月の翌月となるときは、当会社は、保険料分割払特約の第2回分割保険料と初回保険料を同時に指定口座から当会社の口座に振り替えます。

第4条(初回保険料の払込猶予期間)

- (1)初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2)当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料払込み前のベットの身体障害または事故による損害(注)に対しては、普通保険約款第9条(保険責任の始期および終期)(3)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める第1回保険料領収前に生じた損害の取扱いに関する規定を適用しません。
 - (注)保険契約者が当会社へ必要事項が記載された所定の保険契約申込書を提出し、当会社がこれを受領した時までに生じたペットの身体障害または事故による損害を除きます。
- (3)保険契約者が(1)の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、「初回保険料払込期日の属する月の翌月末」を「初回保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して当会社が別に定める額をあわせて請求できるものとします。

第5条(事故発生時の取扱い)

被保険者、保険金請求権者または損害賠償請求権者が、初回保険料払込み前に生 じたベットの身体障害または事故による損害に対して保険金の支払を受ける場合 には、その支払を受ける前に、保険契約者は、初回保険料を当会社に払い込まなけれ ばなりません。

第6条(解除-初回保険料不払の場合)

- (1)当会社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。
- (2)(1)の規定は、この保険契約に付帯された保険料分割払特約の規定に優先して適用されます。
- (3)(1)の解除は、保険契約者に対する書面により解除の通知をし、解除の効力は、 保険期間の初日から将来に向かってのみ生じます。

(11)団体扱特約(一般A)

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
企業体	公社、公団、会社等の企業体(注)をいいます。 (注)法人・個人の別を問いません。
集金契約	「保険料集金に関する契約書(一般A-1)」または「保険料集金に関する契約書(一般A-2)」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日	集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日をいいます。
職域労働組合等	団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
未払込保険料	保険料の払込方法が第3条(保険料の払込方法)(1)②の場合には、年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいい、(1)③または④の場合には、その保険年度の年額保険料から既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条(この特約の適用条件)

- この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
- ① 保険契約者が企業体に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。
- ② 次のいずれかの契約が締結されていること。
 - ア. 団体と当会社との間の「保険料集金に関する契約書(一般A-1)」による保険料集金契約。ただし、団体が労働基準法(昭和22年法律第49号)第24条に定める賃金の一部控除に関する書面による協定またはその他の法令に基づ

- き、保険契約者の受け取るべき給与から保険料の控除を行うことができる 場合に限ります。
- イ. 職域労働組合等と当会社との間の「保険料集金に関する契約書(一般 A 2)」 による保険料集金契約。ただし、職域労働組合等がアのただし書に定める団体 によって控除された保険料を受領することができる場合に限ります。
- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。 ア. 集金者が団体である場合には、保険契約者の受け取るべき給与から保険料 を控除して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。
 - イ. 集金者が職域労働組合等である場合には、団体によって控除された保険料を団体から受領して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。

第3条(保険料の払込方法)

- (1)当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を、次に掲げる 方法のいずれかにより払い込むことを承認します。
 - ① この保険契約の保険料を一括して払い込むこと。
 - ② 保険期間が1年の保険契約において、年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこと。
 - ③ 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を12回に分割した保 険料を毎月払い込むこと。
- ④ 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を毎年払い込むこと。 (2)(1)の規定により保険料を払い込む場合は、保険契約者は、次に定めるところ
- により、保険料を払い込まなければなりません。 ① (1)①の場合には、保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集
 - 金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。

 ② (1)②から④までの場合には、次に定めるところによります。
 - ア. 第1回保険料は、保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金 契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。
 - イ. 第2回以降の保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い 込むこと。

第4条(保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条(2)①の保険料または(2)② アの第1回保険料領収前に生じたペットの身体障害または事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、これらの保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、保険金を支払います。

第5条(追加保険料の払込み)

- (1)普通保険約款第22条(保険料の返還または請求一告知義務の変更に関する通知義務等の場合)(1)に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2)保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じたペットの身体障害または事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3)当会社は、(1)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行った場合において、当会社がこれを承認し、当会社の定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (4)保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じたベットの身体障害または事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款(注)に従い、保険金を支払います。
 - (注)普通保険約款に付帯される他の特約を含みます。

第6条(保険料領収証の発行)

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条(特約の失効)

- (1)この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生したことによる集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。
 - ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
 - ③ 保険契約者がその受け取るべき給与から保険料を控除することを拒んだ場合
 - ④ ①から③の場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなくなった場合
- (2)(1)①の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。

第8条(特約失効後の未払込保険料の払込み)

(1)前条(1)の規定により特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日の

翌日から起算して1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

- (2)当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じたペットの身体障害または事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3)当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約を解除することができます。
- (4)当会社は、(3)の解除を行う場合には保険契約者に対する書面によりその旨を 通知します。この場合の解除は集金不能日から将来に向かってのみその効力を生 じます。
- (5)(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料は返還しません。

(12)団体扱特約(一般B)

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
企業体	公社、公団、会社等の企業体(注)をいいます。 (注)法人・個人の別を問いません。
事業所	保険契約者がこの保険契約締結の時に勤務している事業所を いいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書(一般 B)」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日	集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日 をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
未払込保険料	保険料の払込方法が第3条(保険料の払込方法)(1)②の場合には、年額保険料から既に払い込まれた保険料の終額を差し引いた額をいい、(1)③または④の場合には、その保険年度の年額保険料から既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条(この特約の適用条件)

- この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
- ① 保険契約者が企業体に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。
- ② 次のいずれかの者と当会社との間に集金契約が締結されていること。 ア. 団体
 - イ. 団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織
- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。 ア.事業所において、給与支払日に保険契約者またはその代理人から直接保険料を集金すること。
 - イ. アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第3条(保険料の払込方法)

- (1)当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を、次に掲げる方法のいずれかにより払い込むことを承認します。
 - ① この保険契約の保険料を一括して払い込むこと。
 - ② 保険期間が1年の保険契約において、年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこと。
 - ③ 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を12回に分割した保 険料を毎月払い込むこと。
- ④ 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を毎年払い込むこと。 (2)(1)の規定により保険料を払い込む場合は、保険契約者は、次に定めるところ
 - により、保険料を払い込まなければなりません。
 - ① (1)①の場合には、保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集 金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。
 - ② (1)②から④までの場合には、次に定めるところによります。
 - ア. 第1回保険料は、保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金 契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。
 - イ. 第2回以降の保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い 込むこと。

第4条(保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条(2)①の保険料または(2)② アの第1回保険料領収前に生じたペットの身体障害または事故による損害に対し ては、保険金を支払いません。ただし、これらの保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、保険金を支払います。

第5条(追加保険料の払込み)

- (1) 普通保険約款第22条(保険料の返還または請求一告知義務の変更に関する通知義務等の場合)(1)に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2)保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じたペットの身体障害または事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3)当会社は、(1)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行った場合において、当会社がこれを承認し、当会社の定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (4)保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じたペットの身体障害または事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款(注)に従い、保険金を支払います。
 - (注)普通保険約款に付帯される他の特約を含みます。

第6条(保険料領収証の発行)

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条(特約の失効)

- (1)この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生したことによる集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。
 - ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者がその事業所において団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
 - ③ 保険契約者またはその代理人が保険料をその事業所において、給与支払日に直接集金者に支払わなかった場合
 - ④ ①から③の場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなかった場合
- (2)(1)①の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、保険証券記載の保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。

第8条(特約失効後の未払込保険料の払込み)

- (1)前条(1)の規定により特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日の翌日から起算して1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2)当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じたペットの身体障害または事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3)当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約を解除することができます。
- (4)当会社は、(3)の解除を行う場合には保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- 知します。この場合の解除は集金个能日から将来に向かってのみその効力を生じます (5)(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料 は返還しません。

(13) 団体扱特約(一般C)

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

この社会がいたもうの	・し、人の用品の息外は、しれてれ人の足裁によりより。
用語	定義
企業体	公社、公団、会社等の企業体(注)をいいます。 (注)法人・個人の別を問いません。
指定口座	保険契約者が指定する預金口座をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書(一般C)」による保険料集金契約 をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日等	第7条(特約の失効)(1)の①の事実の場合は、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の口座振替日、または②、③もしくは④の事実の場合は、その事実が発生した日をいいます。
退職者	企業体を退職した者をいいます。

他の団体扱特約	団体扱特約(一般A)または団体扱特約(一般B)をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体または保険契約 者が退職時に在籍していた企業体をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
未払込保険料	保険料の払込方法が第3条(保険料の払込方法)(1)②の場合には、年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいい、(1)③または④の場合には、その保険年度の年額保険料から既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額を差し引いた額をいいます。
分割未払込保険料	分割して払い込むべき未払込保険料をいいます。

第2条(この特約の適用条件)

- この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
 - 保険契約者が次に掲げる者のいずれかであること。
 - ア. 企業体に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けている者
 - イ. 退職者。ただし、その企業体が、その保険契約者について、福利厚生の必要性を認めた場合に限ります。
 - 次のいずれかの者と当会社との間に集金契約が締結されていること。 ア. 団体
 - イ. 保険契約者が①アに掲げる者である場合には、団体に勤務する者によって 構成されており、かつ、保険契約者がその構成員となっている労働組合また は共済組織
 - ウ. 保険契約者が退職者である場合には、団体に勤務する者によって構成され ている労働組合もしくは共済組織または退職者の福利厚生を目的とした組織
 - 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。 ア. 指定口座から、保険料を集金契約に定めるところにより預金口座振替に 集金すること。
 - イ. アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第3条(保険料の払込方法)

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を、次に掲げる 方法のいずれかにより払い込むことを承認します。
 - この保険契約の保険料を一括して払い込むこと。 (1)
 - 保険期間が1年の保険契約において、年額保険料を保険証券記載の回数およ び金額に分割して払い込むこと。
 - 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を12回に分割した保 険料を毎月払い込むこと。
 - 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を毎年払い込むこ 4
- (2)(1)の規定により保険料を払い込む場合は、保険契約者は、次に定めるところ により、保険料を払い込まなければなりません。
 - (1)①の場合には、保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集 (1) 金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。 (1)②から④までの場合には、次に定めるところによります。
 - - ア. 第1回保険料は、保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金 契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。
 - イ. 第2回以降の保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。

第4条(保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条(2)①の保険料または(2)② アの第1回保険料領収前に生じたペットの身体障害または事故による損害に対し ては、保険金を支払いません。ただし、これらの保険料が集金契約に定めるところに より、集金者を経て払い込まれる場合には、保険金を支払います。

第5条(追加保険料の払込み)

- (1)普通保険約款第22条(保険料の返還または請求-告知義務の変更に関する通 知義務等の場合)(1)に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなけ ればなりません。
- (2)保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険 料領収前に生じたペットの身体障害または事故による損害に対しては、保険金を 支払いません。
- (3)当会社は、(1)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約 の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行った場合において、当会社がこれ を承認し、当会社の定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、 保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなけれ ばなりません。
- (4)保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険 料領収前に生じたペットの身体障害または事故による損害に対しては、保険契約 条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款(注)に従い、保険金

を支払います。

(注)普通保険約款に付帯される他の特約を含みます。

第6条(保険料領収証の発行)

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条(特約の失効)

- (1) この特約は、次のいずれかに該当する事実が発生した場合、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②については集金者が保険契約者にかわって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合には、この特約の失効は生じません。
 - ① 集金契約が解除されたこと。
 - ② 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金契約に 定める集金日の翌日から起算して1か月以内に指定口座から振り替えられな かったこと。
 - ③ 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなったこと。ただし、保険契約者が引き続きこの特約に従い保険料を払い込む場合を除きます。
 - ④ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けたこと。
- (2)(1)①または④の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。

第8条(特約失効後の未払込保険料の払込み)

- (1)前条(1)の規定により特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2)当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じたペットの身体障害または事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3)当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約を解除することができます。
- (4)当会社は、(3)の解除を行う場合には保険契約者に対する書面によりその旨を 通知します。この場合の解除は集金不能日等から将来に向かってのみその効力を 生じます。
- (5)(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料 は返還しません。

第9条(退職者に対する特則)

- (1)他の団体扱特約を付帯した保険契約において、保険契約者の退職により他の団体扱特約が効力を失う場合には、保険契約者は、他の団体扱特約に規定する未払込保険料を当会社の定める回数および金額に分割して払い込むことができます。ただし、当会社がこれを承認した場合に限ります。
- (2)保険契約者は、(1)の規定による分割未払込保険料を、集金契約の定めるとこ
- ろにより、当会社に払い込まなければなりません。
- (3)他の団体扱特約に規定する未払込保険料の全額の払込みを完了する前に、この特約が第7条(特約の失効)の規定により効力を失った場合には、前条の規定を適用します。この場合において、同条に規定する未払込保険料は、他の団体扱特約に規定する未払込保険料から既に払い込まれた分割未払込保険料の総額を差し引いた額をいうものとします。

(14)団体扱特約(口座振替方式)

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
官公署	独立行政法人を含みます。
指定口座	保険契約者が指定する預金口座をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書(口座振替方式)」による保険料集 金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日等	第7条(特約の失効)(1)の①の事実の場合は、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の口座振替日、または②、③もしくは④の事実の場合は、その事実が発生した日をいいます。
退職者	官公署を退職した者をいいます。
他の団体扱特約	団体扱特約をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている官公署をいいます。

年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
未払込保険料	保険料の払込方法が第3条(保険料の払込方法)(1)②の場合
	には、年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引
	いた額をいい、(1)③または④の場合には、その保険年度の年額
	保険料から既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額を差
	し引いた額をいいます。
分割未払込保険料	分割して払い込むべき未払込保険料をいいます。

第2条(この特約の適用条件)

- この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
 - (保険契約者が次に掲げる者のいずれかであること。
 - ア. 官公署に勤務し、毎月その官公署から給与の支払を受けている者
 - イ. 退職者。ただし、その官公署が、その保険契約者について、福利厚生の必要性を認めた場合に限ります。
- ② 次のいずれかの者と当会社との間に集金契約が締結されていること。
 - ア. 保険契約者が①アに掲げる者である場合には、団体に勤務する者によって 構成されており、かつ、保険契約者がその構成員となっている労働組合また は共済組織等
 - イ、保険契約者が退職者である場合には、団体に勤務する者によって構成されて いる労働組合もしくは共済組織または退職者の福利厚生を目的とした組織
- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。 ア. 指定口座から、保険料を集金契約に定めるところにより預金口座振替にて 集金すること。
 - イ. アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第3条(保険料の払込方法)

- (1)当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を、次のいずれかの方法により払い込むことを承認します。
 - ① この保険契約の保険料を一括して払い込むこと。
 - ② 保険期間が1年の保険契約において、年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこと。
 - ③ 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を12回に分割した保険料を毎月払い込むこと。
 - ④ 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を毎年払い込むこと。
- (2)(1)の規定により保険料を払い込む場合は、保険契約者は、次に定めるところにより、保険料を払い込まなければなりません。
 - ① (1)①の場合には、保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集 金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。
 - ② (1)②から④までの場合には、次に定めるところによります。
 - ア.第1回保険料は、保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金 契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。
 - イ. 第2回以降の保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い 込むこと。

第4条(保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条(2)①の保険料または(2)② アの第1回保険料領収前に生じたペットの身体障害または事故による損害に対し では、保険金を支払いません。ただし、これらの保険料が集金契約に定めるところに より、集金者を経て払い込まれる場合には、保険金を支払います。

第5条(追加保険料の払込み)

- (1)普通保険約款第22条(保険料の返還または請求一告知義務の変更に関する通知義務等の場合)(1)に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2)保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じたペットの身体障害または事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3)当会社は、(1)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行った場合において、当会社がこれを承認し、当会社の定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (4)保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じたベットの身体障害または事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款(注)に従い、保険金を支払います。
 - (注)普通保険約款に付帯される他の特約を含みます。

第6条(保険料領収証の発行)

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条(特約の失効)

- (1) この特約は、次のいずれかに該当する事実が発生した場合、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②については集金者が保険契約者にかわって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合には、この特約の失効は生じません。
 - ① 集金契約が解除されたこと。
 - ② 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金契約に 定める集金日の翌日から起算して1か月以内に指定口座から振り替えられな かったこと。
 - ③ 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなったこと。ただし、保険契約者が引き続きこの特約に従い保険料を払い込む場合を除きます。
 - ④ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けたこと。
- (2)(1)①または④の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。

第8条(特約失効後の未払込保険料の払込み)

- (1)前条(1)の規定により特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2)当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じたペットの身体障害または事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- 「の身体障害または事故による損害に対しては、休険並を支払いません。
 (3)当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合
- は、保険契約を解除することができます。 (4)当会社は、(3)の解除を行う場合には保険契約者に対する書面によりその旨を 通知します。この場合の解除は集金不能日等から将来に向かってのみその効力を
- 生じます。 (5)(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料は返還しません。

第9条(退職者に対する特則)

- (1)他の団体扱特約を付帯した保険契約において、保険契約者の退職により他の団体扱特約が効力を失う場合には、保険契約者は、他の団体扱特約に規定する未払込保険料を当会社の定める回数および金額に分割して払い込むことができます。ただし、当会計がこれを承認した場合に限ります。
- (2)保険契約者は、(1)の規定による分割未払込保険料を、集金契約の定めるところにより、当会社に払い込まなければなりません。
- (3)他の団体扱特約に規定する未払込保険料の全額の払込みを完了する前に、この 特約が第7条(特約の失効)の規定により効力を失った場合には、前条の規定を適用 します。この場合において、同条に規定する未払込保険料は、他の団体扱特約に規 定する未払込保険料から既に払い込まれた分割未払込保険料の総額を差し引いた 額をいうものとします。

(15) 追加保険料の払込みに関する特約(団体扱用)

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
異動日	第3条(この特約による通知方式)(2)に定める通知を当会社が受領した時以降で契約内容を変更すべき期間の初日をいいます。ただし、同条(1)および(2)の通知を当会社が受領した日と異動期間の初日が同じ日である場合は、当会社が異動を承認した時をいいます。
承認請求等	この特約が付帯された普通保険約款の規定による申出、通知 または承認の請求をいいます。
団体扱に関する 特約	次の特約を総称していいます。 ① 団体扱特約(一般 A) ② 団体扱特約(一般 B) ③ 団体扱特約(一般 C) ④ 団体扱特約(一般 C) ④ 団体扱特約(口座振替方式)

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に団体扱に関する特約のうちいずれかの特約が適用されており、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条(この特約による通知方式)

- (1)保険契約者または被保険者は、承認請求等を行う場合は、書面、電話またはファクシミリ等の当会社の定める通信方法により、当会社所定の連絡先に対して行うことができます。
- (2)当会社は、(1)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行った場合において、当会社がこれを承認するときは、当会社の定めるところに従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。この場合、保険契約者は、保険契約者または被保険者に正当な理由が
- あり、かつ、当会社が認める場合を除いて承認の請求を撤回することができません。 (3)(1)および(2)に定める承認請求等を当会社が承認する場合は、異動承認書に 記載された異動日以後に発生したペットの身体障害または事故による損害に対し ては、当会社は異動後の条件で保険金を支払います。
- (4)(1)の通信方法には、当会社のホームページへのインターネットを経由した通信方法を含みません。
- (5)(1)の規定にもかかわらず、保険契約者がこの保険契約を解除するため普通保 険約款の規定による通知を行う場合には、書面により行わなければなりません。

第4条(追加保険料の払込みに関する特則)

前条(1)および(2)の通知に基づき、当会社が追加保険料を請求した場合は、団体扱に関する特約第5条(追加保険料の払込み)(1)および(3)の規定にかかわらず、保険契約者は、次のいずれかに定める方法により、追加保険料を払い込むことができます。

- ① 追加保険料の全額を集金者または団体を経ることなく一時に当会社に払い込むこと。
- ② 追加保険料の全額を集金契約に定めるところにより一時に当会社に払い込むこと。

第5条(追加保険料の分割払)

第3条(この特約による通知方法)(1)および(2)の通知に基づき、当会社が追加保険料を請求した場合は、団体扱に関する特約第5条(追加保険料の払込み)(1)およ(3)の規定にかかわらず、保険契約者は、当会社の定める回数に分割した追加保険料を次のいずれかに定める方法により払い込むことができます。ただし、当会社がこれを承認した場合に限ります。

- ① 第1回目の追加保険料については集金者または団体を経ることなく、また、第2回目以降の追加保険料については集金契約に定めるところにより払い込むこと。
 - ② すべての分割した追加保険料を集金契約に定めるところにより払い込むこと。

第6条(追加保険料不払の場合)

- (1)当会社は、第4条(追加保険料の払込みに関する特則)①または前条①の規定に従い保険契約者が集金者または団体を経ることなく払い込むべき追加保険料が、異動日からその日を含めて14日以内に払い込まれなかった場合は、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に定める追加保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用します。
- (2)当会社は、第4条(追加保険料の払込みに関する特則)②または前条の規定に従い保険契約者が集金契約の定めるところにより払い込むべき追加保険料(注)は、この保険契約に適用される団体扱に関する特約にいう保険料に含むものとみなします。 (注)第1回目の追加保険料および第2回目以降の追加保険料を含みます。
- (3)当会社は、保険契約者が第4条(追加保険料の払込みに関する特則)①の追加保険料(注)または前条①に従い集金者または団体を経ることなく払い込むべき第1回目の追加保険料の払込みを怠った場合は、この保険契約を解除することができます。 (注)第1回目の追加保険料および第2回目以降の追加保険料を含みます。
- (4)当会社は、(3)の解除を行う場合には保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。この場合の解除は異動日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第7条(普通保険約款および他の特約との関係等)

- (1) この特約の規定は、保険契約者または被保険者が行う承認請求等ごとに個別に 適用します。
- (2) この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(16) クレジットカードによる保険料支払に関する特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会員規約等	会員、または、クレジットカード会社との間で締結された会員 規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
保険料	分割保険料、追加保険料等当会社に支払われる保険料を含みます。

第2条(クレジットカードによる保険料支払の承認)

この特約は、保険契約者からクレジットカードによりこの保険契約の保険料を支払う旨の申出があり、かつ、当会社がこれを承認した場合に適用されます。

第3条(クレジットカードによる保険料の領収)

保険契約者から保険料のクレジットカードによる支払の申出があり、会員規約等に定める手続によってクレジットカードが使用された場合、当会社が、クレジットカード会社へそのクレジットカードが有効であること等の確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の支払を承認した時に、その保険料を領収したものとみなします。

第4条(当会社がクレジットカード会社から保険料相当額を領収できない場合の取扱い)

- (1)当会社がクレジットカード会社から保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、この特約により、保険契約者にその保険料を直接に請求することができます。ただし、会員規約等にしたがってクレジットカード会社に保険料相当額が既に払い込まれている場合は、当会社は、その払い込まれた保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。
- (2)当会社が(1)の規定により保険契約者に保険料を請求し、保険契約者が遅滞なく当会社にその保険料を払い込んだ場合は、当会社が、クレジットカード会社へそのクレジットカードが有効であること等の確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の支払を承認した時に、その保険料を領収したものとみなします。(3)当会社が(1)の規定により保険契約者に保険料を請求し、保険契約者がその保険料の払込みを怠った場合(注)には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (注)当会社が、保険契約者に対し(1)の保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (4)(3)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第5条(保険料の返還の特則)

- (1)当会社がこの保険契約について保険料を返還する場合には、当会社は、第3条 (クレジットカードによる保険料の領収)の規定により、当会社が承認した保険料相当額を領収したものとして、保険料を返還します。
- (2)(1)に規定する保険料の返還は、当会社が保険料相当額を領収したとみなしたクレジットカードに対して行うことができるものとします。

第6条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この 保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

アクサダイレクト ホームページ https://www.axa-direct.co.jp/

「アクサダイレクトのペット保険」カスタマーサービスセンター **50** 0120-324-384

受付時間 [月~金] 9:00~18:00/[土] 9:00~17:00/日・祝日休み

アクサ損害保険株式会社 〒111-8633 東京都台東区寿2-1-13